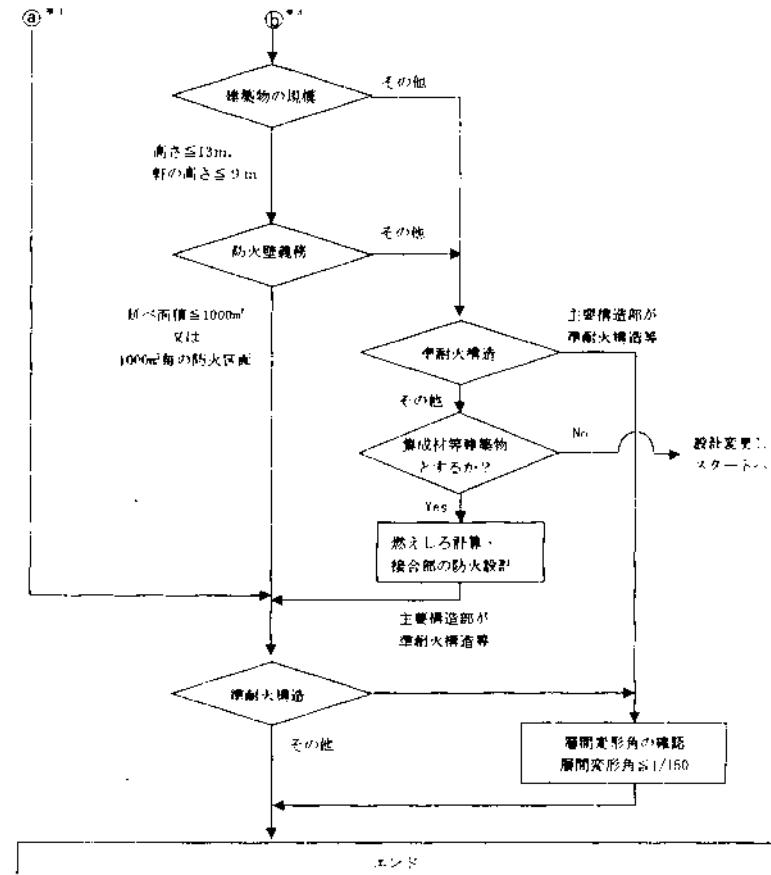


図 6.6-1 構造計算ルートと仕様規定の適用関係のフロー（次ページへ続く）



※3 火災時の倒壊防止及び準耐火構造物等の層間変形角の確認は、構造計算（令第3章第8節）には含まれないが参考として示したものである。

図 6.6-1 (続き) 構造計算ルートと仕様規定の適用関係のフロー

合は、層間変形角の確認は不要) 及び釣合いが良いことの確認として、偏心率が 0.3 を超える場合は保有水平耐力の確認を、偏心率が 0.15 を超え 0.3 以下の場合には F_p による外力割増し、ねじれ補正、保有水平耐力の確認のいずれかを行なう。その場合、水平力を負担する筋かい等がある場合には作用力に対して座屈又は損傷等が生じないように部材断面を設計すること、また、部材端部の接合部の金物やボルト及び接合部分の木材の割裂きやせん断に対する強度を確保することが必要である。